



# 郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●  
 郵政産業労働者ユニオン  
 東京地方本部  
 発行責任者 田中 孝史  
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3  
 京橋通郵便局 5F  
 TEL・FAX 03-3535-5447  
 piwutokyo@yahoo.co.jp

新春のつどい & 郵政20条報告集会を開催

# 格差是正を実現しよう!

## 22春闘の勝利を



郵政産業労働者ユニオン東京地本は関東地本と共催し、1月9日にとしま区民センターで新春のつどい & 郵政労契法20条報告集会を開催し、40名の組合員が参加しました。主催者として東京地本田中委員長が年末年始にかけオミクロン株が急拡大している状況で感染予防を徹底し開催するとあいさつしました。

写真上：集団訴訟原告 下左：平井弁護士 下右：最後に団結ガンパロー

続いて東京法律事務所の平井弁護士に講演をしていただき、郵政の職場では19万人が非正規社員として正社員と全く同じ仕事内容で働いている。少数組合が非正規の仲間を支えて労契法20条裁判を起こした意

義は大きいと話されました。続いて最高裁で勝利判決を勝ち取った宇田川原告があいさつし正社員と非正規社員の組合員が団結して勝利することができたと発言、集団訴訟の原告の奮闘があつたから自分たちも立ち上がったとあいさつしました。

閉会のあいさつは関東地本の落合書記長、団結ガンパローを千葉執行委員が行い新春のつどいを終了しました。

続いて2019年度大会以降、2年間での組織拡大数が報告されました。

### 第2回支部長 (支部代表者)会議 & 春の学習会のお知らせ

2月24日(木) 10時30分開始  
東部区民事務所 (JR大塚駅下車)

支部長会議  
 議題：22春闘の取り組みについて  
 組織強化・拡大について  
 学習会「コロナ禍で厳しい労働環境の中での組織拡大について」  
 講師：青山 光さん  
 (東京地方医療労組連絡会書記長)



先日、新春のつどい & 郵政労契法20条報告集会が行われた日に、

私事ではあるが、小学校6年時のクラス会が久しぶりに行われ、参加した。▼小学校を卒業してから47年ぐらい経ち、この間、50才になった時には、半世紀生きた会という名目で、クラス会を行ってから数年に一度行ってきた。担任であった先生も元気に参加されていたが、今回は地方から来るため、また新型コロナウイルスの感染が拡大してきていることから、参加を見合せられた▼今回の参加人数も、仕事の人やコロナ感染を避ける人達もいて、10人ぐらいで飲食・昔話・現況報告などをしながら、数件はしごとをして楽しんだ▼この秋にもまた行う予定で、その時には6年2組還暦会という名目で、楽しみたいと思っている。その思いは大きくなるばかりだ。楽しんだ。(旭)

# 女性部新春学習会「働く女性と生理」

## 生理休暇の無給化、時代に逆行

1月22日に山口正子さん（元通信病院看護士）を講師に迎え、女性部のリモカフェ・ゆうゆうで学習会が行われました。



リモートでの参加者

始めに日巻委員長から本部が会社に提出した「労働契約法20条最高裁判決を踏まえた労働条件の見直しに関する基本的な考え方に対する要求書」についての説明を聞き、①アソシエイト社員に転換しない社員の雇止め問題について②病気休暇の改悪について③生理休暇の無給化④夏期・冬期休暇の見直し④祝日給の見直しの4点についての問題を学びました。

山口さんは「女性の生理について医学的な見地から女性の体への影響」のテーマで、資料とスライドを用いて基礎知識やホルモン状態による体とココロの変化についてお話しされました。厚生労働省の調査でも生理休暇の取得率がたった

げ、辛くない人たちが周りの理解を得ていく事から始めたらどうでしょう」との提案を頂きました。

会社の生理休暇を無給にするという病気休暇の改悪は、ジェンダー平等や子育て支援にも逆行することで許す事は出来ません。男性と同じように働かないとダメと言う意識を変えて行くためにも、声を上げていく事が大事だと感じました。

## 職場でコロナ感染者が出ると、「パニック状態」

コロナ感染が局内でも広がっています。非正規社員のA君は午前中普通に仕事をしていたのに、午後になって身体がだるいので体温を測ると高熱と分かり帰りました。そのまま病院へいき検査を行ったところコロナに感染していることが分かり、休むことになりました。同じ部署で勤務していた数人も高熱を発生し、休むことになりました。濃厚接触者の場合10日間の自宅待機が必要になることから、休まざるをえません。少ない人数で業務を行っている上に更に休まざるをえなく人が出たことで、職場はパニック状態。「この分担は誰にやってもらうか」「この人の非番を超勤でやってもらうしかない」・・・まさに喧噪状態です。

今回の例を見ても、必要な人員が補充されていないことによる問題点が浮き彫りになりました。加えて、人間の能力を超えるような業務運行（速達の日勤廃止等）をしてきたことも問題です。業務量に応じた必要な人員を配置していればある程度の無理はできても、その無理ができない状態になっているのです。

また、非正規職員がコロナに感染した場合に有給の病気休暇でないことの問題です。誰が感染してもおかしくないのが新型コロナウイルス。同じ人間に差別や格差があってはなりませんし、格差是正も下に合わせる「均等待遇」ではなく全体を底上げする均等待遇こそ本来の「均等待遇」です。



ねばり強く戦い続ける明治乳業争議団のあいさつ・東京地評新春旗びらき（1月6日）

## 東京地評・東京全労協旗開き

全労協・東京全労協団結旗開き・学習会、あいさつする渡邊全労協議長。正面右に座るのは小畑全労連議長（1月21日）



### 当面の行動日程

- 2月4（金）・5日（土）
  - 第10回中央委員会
  - 5（土）・6日（日）
    - 全国書記長会議
    - 10日（木）
      - 第6回地本執行委員会
      - 17日（木）
        - 20条集団訴訟 裁判
        - 16時 地裁510
        - 18日（金）
          - 東京総行動
          - 19日（土）
            - 総がかり行動
            - 24日（木）
              - 第2回支部長会議
              - 20条追加訴訟裁判
              - 11時 地裁709
  - 3月4日（金）
    - 地本キャラバン行動・非正規署名提出・本社前集会・院内集会